

法人税の額から控除される特別控除額に関する
明細書

事業 年度	・ ・	法人名	
----------	--------	-----	--

法人税額超過額の計算			
当期税額控除可能額	1	(59の①) 円	法人税の額から控除される特別控除額 (1)と(2)のうち少ない金額
当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)	2		法人税額超過額 (1)-(3)
			3
			4

法人税額超過構成額の明細

措法第42条の12第 1項各号の該当号	事業年度又は連結事業年度	当期税額控除可能額		法人税額超過構成額	
		①		②	
第1号	前期繰越分	・	・	5 総額特別	
		・	・	6 特別	
		・	・	7 総額特別	
		・	・	8 特別	
		・	・	9 総額特別	
		・	・	10 特別	
		・	・	11 総額特別	
		・	・	12 特別	
		・	・	13 総額特別	
	計		14 特別		
	当期分		15 総額特別		
			16 特別		
	第2号	前期繰越分	・	・	17 総額特別
			・	・	18 特別
			・	・	19 総額特別
			・	・	20 特別
			・	・	21 総額特別
			・	・	22 特別
計			23 総額特別		
当期分			24 特別		
			25 総額特別		
第3号		当期分			26 特別
				27 総額特別	
第4号	前期繰越分	・	・	28 特別	
		・	・	29 総額特別	
	計		30 特別		
	当期分		31 総額特別		
第5号	前期繰越分	・	・	32 特別	
		・	・	33 総額特別	
	計		34 特別		
	当期分		35 総額特別		
第6号	前期繰越分	・	・	36 特別	
		・	・	37 総額特別	
	計		38 特別		
	当期分		39 総額特別		
第7号	前期繰越分	・	・	40 特別	
		・	・	41 総額特別	
		・	・	42 特別	
		・	・	43 総額特別	
	計		44 特別		
当期分		45 総額特別			
第8号	前期繰越分	・	・	46 特別	
		・	・	47 総額特別	
		・	・	48 特別	
		・	・	49 総額特別	
	計		50 特別		
当期分		51 総額特別			
第9号	前期繰越分	・	・	52 特別	
		・	・	53 総額特別	
		・	・	54 特別	
	計		55 総額特別		
当期分		56 特別			
合計		57 総額特別			
		58 特別	(4)		
		59 総額特別			

別表六(二十四) 平二一・四・一以後開始事業年度分

別表六（二十四）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が措置法第42条の12《法人税の額から控除される特別控除額の特例》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「第1号」の「総額」には試験研究費の総額に係るものを記載し、「特別」には特別試験研究費に係るものを記載します。
- 3 「法人税額超過構成額②」の各欄には、「法人税額超過額4」の金額が控除可能期間（措置法第42条の12第1項に規定する控除可能期間をいいます。）の最も長いものから順次成るものとした場合に同項に規定する法人税額超過額を構成する部分の金額を記載します。